

(案)

令和8年(2026年) 月 日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市社会福祉審議会

委員長 小澤 昭彦

第6次越谷市障がい者計画の策定について（答申）

令和6年（2024年）5月31日付け越福総第42号で諮問のあったことについて、別添のとおり答申します。

答 申

令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第5次越谷市障がい者計画」の5年間において、本市では、令和5年10月より、障がいのある方の重度化・高齢化やご家族が亡くなられた後の生活を地域全体で支える仕組みである「地域生活支援拠点等」の整備や、障がいのある方等の不安や悩みごとの相談窓口である「障がい者等基幹相談支援センター」を設置するなど、計画に基づいた障がい福祉施策が着実に進んでいると認識しています。

この間、国の動きとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、合理的配慮の提供が事業者に義務付けされました。また、情報の取得利用や意思疎通に係る基本理念等を規定する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」、手話の習得や使用に関する環境の整備や手話についての理解と関心の増進を図るための基本理念等を定める「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行されるなど、障がい者の自立と社会参加に向けた法整備が進められています。

当審議会では、これまでの取り組みの成果や課題を引き継ぎつつ、障がい福祉施策を一層推進していくため、現在の「第5次障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を継承し、新たに「第6次越谷市障がい者計画」の案を取りまとめましたのでここに答申します。

本計画案では、基本理念の実現に向けて、「相互理解・相互尊重を育む」、「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」、「社会参加を促進する」、「誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」という4つの基本目標を掲げており、この目標を達成するためには、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など様々な分野にわたる施策を推進していくことが重要であると考えます。

令和8年度を始期とするこの計画の実施にあたっては、本答申の趣旨や審議会において出された意見、提案等が尊重されるとともに、越谷市の障がい福祉施策が一層推進されることを望みます。